

## 議事要旨(1) 「無形資産専門委員会における検討状況について」

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より無形資産専門委員会において検討された論点整理の文案について、ディスカッション・ポイントで示された4つの事項を中心に説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

### ■ 定義及び認識要件に関して

無形資産の定義の中に識別可能であることを含めるのであれば、認識要件には含めるべきではないとの指摘があった。これに対して事務局より、企業結合では、識別可能性の具体的な内容について認識要件レベルでの検討項目となっていることとの整合性を重視したものであるが、さらに修文の余地があるか検討したい旨の回答があった。企業会計原則注解25により、のれんを無形資産として捉える見方を示しているが、営業権の中には、差額として生じるのれん以外にも、独占販売権のようなものが含まれていることも考えられることから、それらも本論点整理の検討範囲に含まれないとの誤解を与える可能性があるとの指摘があった。これに対して事務局より、そのように理解されることは本意ではないので表現を検討したい旨の回答があった。

### ■ 特殊な方法により取得した無形資産の取扱いに関して

特殊な方法により取得した無形資産の取扱いを検討する必要性について、無形資産の無償譲受は一般的に稀であるとの記述があるが、企業集団内では頻繁に起きているとの指摘があった。これに対して事務局より、無形資産の会計基準は、詳細について細かく言及することなく、一般的な基準レベルで作成することをイメージしていること、また、有形資産においても同種の取引が起りうる中で、無形資産に限定して特殊な方法による取得形態別に細かく言及するのは難しいことが示された。

### ■ 自己創設無形資産に関して

自己創設無形資産の認識について、無形資産の認識要件を充足しないものは認識すべきでないとして、支出時に費用処理すべき項目を例示しているが、認識要件を充足しないものを認識すべきでないのは当然であり、また、資産計上を認めないものをいくつも挙げていくという書き方は屋上屋を架しているようであるとの指摘があった。これに対して事務局より、IFRSの定めをベースにした記載であるが、指摘を踏まえ表現を検討したい旨の回答があった。

一度費用処理をした金額を事後的に資産計上できないことの理由として、そのような処理を行った場合に懸念される実務上の弊害を記載しているが、むしろ遡及処理の会計基準案を踏まえ、蓋然性が高くなったという状況の変化に基づき、その時点から資産として計上すると理屈付けした方がよいとする指摘があった。これに対して事務局より、指摘を踏まえ検討したい旨の回答があった。

自己創設無形資産の認識について、原価計算のために必要な管理がなされていれば識別可能であるなどの解釈を示しているが、識別可能性は定義及び認識要件の論点でも議論されていることとの関連で違和感があり、例えば収益を生むものでも原価計算をしていなければ資(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

産計上しなくてよいのかという議論が出てこないか懸念されるとの指摘があった。これに対して事務局より、論点間の関連性については齟齬が生じないよう検討したい旨の回答があった。

■ 耐用年数が明確に定まらない無形資産に関して

耐用年数が明確に定まらない無形資産の議論を行っているが、そのような無形資産の議論が先に進むことにより、のれんの処理が既定され今後の議論の余地がなくなるのは避けるべきとの指摘があった。これに対して事務局より、今後のスケジュールでは、企業結合（ステップ 2）と無形資産は同時期に検討されることになるので、齟齬が生じないよう進めたい旨の回答があった。

耐用年数が明確に定まらない無形資産の減損テストについて、例えばブランドの使用価値の算定は固定資産の場合よりかなり難しく、使用価値が見積れるのか懸念があるとの指摘があった。これに対して事務局より、「企業結合に関する論点の整理」ではのれんの減損処理の取扱いにも言及していることを踏まえ、本論点整理でも同様に減損テストを実施するとした場合の実務上の問題についても触れるべきか検討したい旨の回答があった。

以 上